

利根沼田地域における一般廃棄物の広域処理について

■ 現状の処理

利根沼田地域における一般廃棄物については、沼田市の清掃工場、上川田最終処分場、片品村の尾瀬クリーンセンター、みなかみ町の奥利根アメニティパークなど、それぞれのごみ処理施設により処理を行っております。

■ 課題

これらの処理施設については、現在老朽化などの実情により、早急な建て替え等の対応が必要な状況であります。また、今後想定される人口減少や少子高齢化の影響から、今後の住民サービスの維持を行っていくためには、持続可能な適正処理及び経費削減の観点から、近隣市町村が連携し、行政サービスの効率化を図っていくことが喫緊の課題となっております。

■ 基本合意書および協定書の締結

このようなことから、群馬県一般廃棄物処理広域化マスターplanに基づき、沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町の5市町村における広域処理について、検討を行ってまいりました。その結果、ある一定の方向性が見いだせたことから、このたび5市町村間において「一般廃棄物処理広域化に関する基本合意書」及び「一般廃棄物処理広域化に関する協定書」の締結を行い、一般廃棄物の広域処理に向けた取り組みを本格的に推進していくこととなりました。

広域化に伴う経緯

年 月	経 緯	主 体
平成 29 年 3 月	群馬県一般廃棄物処理広域化マスターplan策定	群馬県
平成 30 年 11 月	利根沼田ブロック 一般廃棄物処理広域化協議会設立準備会 発足	群馬県
令和 2 年 7 月	利根沼田ブロック 一般廃棄物処理広域化協議会 設立	構成 5 市町村
令和 4 年 3 月	利根沼田ブロック 一般廃棄物処理広域化協議会に関する協定書 締結 (プロジェクトチーム設置に関する協定)	構成 5 市町村
令和 4 年 9 月	沼田市 片品村 川場村 昭和村 みなかみ町 一般廃棄物処理広域化に関する基本合意書 締結 (構成 5 市町村で一般廃棄物の広域処理を行うことの合意)	構成 5 市町村
令和 4 年 11 月	沼田市 片品村 川場村 昭和村 みなかみ町 一般廃棄物処理広域化に関する協定書 締結 (一般廃棄物の広域処理に伴う基本的事項についての協定)	構成 5 市町村

一般廃棄物処理広域化に関する基本合意書

沼田市 片品村 川場村 昭和村 みなかみ町
一般廃棄物処理広域化に関する基本合意書

令和4年 9月13日

沼田市下之町 888番地

沼田市

沼田市長



沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町（以下「る市町村」という。）
は、一般廃棄物の広域処理に関する事項について、下記のとおり合意する。

記

- 1 一般廃棄物の広域処理の特徴
一般廃棄物の広域処理による特徴とは、る市町村とする。

- 2 広域化に向けた協議会の設置
る市町村による広域化に向けた施設整備協議会を、令和4年度に設置する。
なお、事務局は利根沼田広域市町村圏廃棄物処理組合内に置く。

- 3 その他
本合意書に定めのない事項及び未定事項に疑惑が生じた場合は、る市町村にて協議の上、決定するものとする。

この合意書の趣として、本書を通を作成し、る市町村において記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

利根郡片品村大字諏訪3967番地3

片品村

片品村長



利根郡川場村大字谷地2390番地2

川場村

川場村長



利根郡昭和村大字糸井388番地

昭和村

昭和村長



利根郡みなかみ町袋井318番地

みなかみ町

みなかみ町長



一般廃棄物処理広域化に関する協定書

沼田市 片品村 川場村 昭和村 みなかみ町
一般廃棄物処理広域化に関する協定書

沼田市、片品村、川場村、昭和村及びみなかみ町（以下「構成5市町村」という。）
は、一般廃棄物処理広域化の機運に満ちて、令和4年9月13日付け「沼田市 片品村
川場村 昭和村 みなかみ町一般廃棄物処理広域化に関する基本合意書」に基づき、
本合意書について下記のとおり協定を締結する。

記

（草案主体）

第1条 一般廃棄物の収容船運行を行う事業主体については、利根沼田広域市町村圏廃
棄物処理組合（以下「組合」という。）とし、一般廃棄物処理組合（以下「組合」）
を設立する。また、これに利根沼田一般廃棄物処理広域化施設運営組合（以下「運営組
合」という。）を設立するものとする。

（事務）

第2条 総合法、次に掲げる事項について事務を行う。
(1) 一般廃棄物の収容船運送に関する事項。
(2) 一般廃棄物広域化運営組合（以下「新規設」）という。該運営に係る料金の算定及
び収支に関する事項。
(3) 施設運営の段階等に関する事項。

（処理対象区域）

第3条 新規設の処理対象区域は、構成5市町村の管轄区域とする。

（負担金の分担割合）

第4条 通常共用処理に係る負担金の分担割合については、組合規約第12条第1項
に基づき、構成5市町村が負担するものとする。

（負担金）

第5条 接道権に係する被員については、当面の間、構成市町村からの経費によ
るものとし、並び職員の勤務条件等についても、別に定めるものとする。

（施設整備に係る協議体制）

第6条 施設整備に当たっては、効率的かつ円滑に事業を行うため、定期的に施設整
備協議会を開催し、協議するものとする。

（一部事務組合の設立）

第7条 沼田市外二箇所に接壤する組合及び利根東部衛生施設組合については、該施設
組合が組合として協議を進めていくものとする。解散時期・方法について
では、施設整備協議会に於いて協議するものとする。

（その他）

第8条 本協定書に定めのない事項及び協定事項について協議が生じた場合は、施設
整備協議会で協議の上、決定するものとする。

この協定書の趣として、本書を通を作成し、構成5市町村において記名押印の上、
各自その1通を保管するものとする。

令和4年11月14日

沼田市下之町 888番地

沼田市

沼田市長

星野 稔



利根郡片品村大字諏訪3967番地3

片品村

片品村長

菊原 志洋



利根郡川場村大字谷地2390番地2

川場村

川場村長

外山 京太郎



利根郡昭和村大字糸井388番地

昭和村

昭和村長

堤 盛吉



利根郡みなかみ町袋井318番地

みなかみ町

みなかみ町長

阿部 賢一





左から梅澤村長（片品）、外山村長（川場）、星野市長（沼田）、堤村長（昭和）、阿部町長（みなかみ）

お問い合わせ先

利根沼田ブロック一般廃棄物処理広域化協議会

（利根沼田文化会館内）

電話 0278（22）3202